

第44回伊達武者まつり『おまつり広場』出店要項

1 開催日時

平成30年8月4日(土) 10:00~16:00

平成30年8月5日(日) 10:00~15:00

2 会場

だて歴史の杜カルチャーセンター多目的広場

3 出店条件

- ① 市内に事業所がある方(名義貸しは禁止します。)
 - ② 当日までに、保健所の「臨時営業の許可」を取得できる方(飲食の方)
 - ③ おまつり期間中(2日間)の出店が可能な方
 - ④ おまつりの品位を損なうことなく、責任のある対応ができる方
 - ⑤ 会場準備及び撤収に参加できる方(日時等は別途指示します。)
 - ⑥ 伊達産品を使用した食材や食品を提供できるなど、武者まつりをPRできるようなメニューを提供できる方
 - ⑦ 伊達市暴力団排除条例に定める暴力関係者等に該当しない方
- ※ 応募者多数の場合は、選考委員会で選考します。

4 出店料(2日間の金額)

出店料は、事前に支払うことを条件とし、金額は次のとおりとします。

・テント1張ごと(5.4×3.6m)	1万円
・テント半張ごと(2.7×3.6m)	5千円
・販売車1台ごと	1万円

※ 出店料の支払いをもって出店決定となります。

5 特別出店者

次の出店者は、伊達武者まつり実行委員会(以下「実行委員会」という。)が出店を依頼している『特別出店者』です。

特別出店者は、その収益の全額を実行委員会に出店料として支払い、その代償として指定物品の独占販売権が付与されています。

新たに特別出店者として希望される方は、別途選考委員会にて審査を行います。詳細は、実行委員会事務局まで問い合わせ願います。

・寿浅商店 = 飲料品の独占販売権付与

6 搬入及び搬出

搬入出の時間等は次のとおりです。なお、車での搬入出時は許可証を提示願います。また、開催時間中の車による会場内への搬入出はできません。

(1) 搬入日時

8月4日(土) 8:00 ~ 9:30

8月5日(日) 8:00 ~ 9:30

(2) 搬出日時

8月5日(日) 15:00 ~

7 提供設備

- ① テント
- ② 1テントにつき、長テーブル 2本
- ③ 1テントにつき、パイプ椅子 4脚
- ④ 電源(希望する出店者)

※その他必要な備品(上限を超える長テーブル、イス)等は、各自ご用意願います。

8 注意事項

(1) 会場全般の管理及び安全確保

- ・実行委員会はおまつり広場全般の管理及び安全確保にあたります。
1日目閉鎖から2日目開場までの会場管理は警備員が行いますが、特別の管理を要する出店物等については出店者各自で管理をお願いします。
- ・火器を使用される方(可燃ガス・炭も含む)は、必ず消火器を各自用意して下さい。フライヤー・コンロ等を使用する場合には、芝を焼かないようコンパネを使用して下さい。万一、芝を傷め、施設管理者から補修を求められたときは、出店者自らの責任と費用を持って事後対応をしてください。
- ・その他、実行委員会の意に反する方には出店をご遠慮いただきます。

(2) 食品等の取扱い

- ・各出店者において保健所の「臨時営業の許可」を取得して下さい。
- ・出店者各自の責任として、食中毒や感染症、事故が発生しないよう食品等の取扱いについては十分注意願います。万一、事故等が発生した場合は速やかに実行委員会へ報告するとともに、出店者自らの責任と費用を持って事後対応をしてください。
- ・販売開始後すぐに、食品検体の回収にまいりますので、準備をお願いします。

(3) 出店場所等

- ・出店場所は実行委員会に一任願います。ブースの拡大、出店場所以外での販売は厳禁とします。
- ・搬出の際には、出店場所とその周囲をきれいに清掃し、売れ残り商品やゴミなどについては各自責任を持って持ち帰ってください。
- ・出店物やお金のやり取りについては、実行委員会は一切関知しません。
- ・会場内での事故に関しては、当事者間で解決してください。
- ・出店物等の管理については出店者各自が責任を負うものとし、盗難・紛失・火災・損傷・事故・気象災害等による損害については、実行委員会はその損害を補償いたしません。
- ・原則として終了時間前の退去はできません。やむを得ず退去する場合は必ず実行委員会にご相談ください。
- ・お客様や他の出店者へ迷惑となる行為や、マナーが悪いなど実行委員会の指示に従わない場合は退去していただき、以後の出店はお断りさせていただきます。

(4) 雨天・荒天等による開催の中止等

- ・雨天決行といたしますが、荒天や天災、不可抗力が原因でおまつり広場の開催を中止、又は時間等を変更することがあります。これにより生じた出店者の損害については、実行委員会はそれを補償いたしません。